

【諮問（個人）第219号】

8 川 情 個 第 2 2 号
令和8年9月14日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 板 垣 勝 彦

保有個人情報開示請求に対する開示をしない旨の決定に係る審査請求について
(答申)

令和7年9月10日付け7川総コ第71号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する開示をしない旨の決定に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

【219号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が保有個人情報の存否を明らかにしないで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 未成年者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）及びその法定代理人（以下「本件法定代理人」という。以下両者を合わせて「審査請求人（本件法定代理人）」という。）は、令和6年6月21日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、審査請求人に関する「障害者児支援受給証申込一式及び障害児利用計画書等」について、保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る情報を「障害児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」、「障害児支援利用計画案等の支給案」などの子の障害児通所支援事業所等の利用を希望する保護者から提出される書類と特定した上で、法第81条に該当するとし、令和6年7月4日付けで、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人（本件法定代理人）は、令和6年9月27日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第219号事件）。

3 審査請求人（本件法定代理人）の主張要旨

令和6年9月27日付け審査請求書及び添付書類によれば、本件処分に関する審査請求人（本件法定代理人）の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 処分庁は、処分理由を「本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は、存在しているか否かを答えるだけで、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号に該当し不開示とされる情報及び開示請求者以外の個人に関する情報として、同法第78条第1項第2号に該当し不開示とされる情報を開示することになるため」と審査請求人に伝えたが、どのような根拠をもとに詳細な判断をされたのかということが不明慮である。また、開示しないことによって個人の利益に関してどのような影響が出るのかということに関しては「おそれ」と憶測で述べられており、明らかに事実でないことが含まれ、明確ではない。
- (2) さらに、本件法定代理人は審査請求人の親権者であり、共同親権下にある。共同親権下においては、子の養育に関わりをもつことができる権利であり、居所の把握、進学、医療行為の判断などにおいて、第三者とならないように子の責務をもつことになる。したがって、共同親権下における子の養育看護に着目すれば、本件法定代理人である親の責務として子の養育の妨げとならないような行政運

【219号】

用が遵守されるべきである。

(3) しかしながら、本件処分は、規定違反及び不利益となる侵害と思料される。

ア 子どもの権利条約第9条第1項、同条第3項、第18条第1項に照らし、明確に子の状況を把握することを妨げることは、親子関係性の維持を妨げるという違法性がある。

イ 東京高等裁判所令和6年2月22日判決で、「親が子を養育監護することは、子にとっても、親にとっても、憲法第13条で保障されている権利」と明言している。本件請求は現に親子関係にある本件法定代理人が請求者であり、かつ、親が子を養育する権利、子が親から養育を受ける権利いずれも確保する観点があることから、処分庁が情報開示をしないとの判断そのものが、憲法第13条の保障事項として違法性がある。

ウ 現在の保育状況を把握することで修復に努めるべきところ、処分庁の判断では、審査請求人にとって適切な養育を受けられず、今後の生活維持に影響が出るという不利益が生じる。一方の親による他方の同意の得ない行政手続や行政判断によって、これまでのように双方の親から養育を受けることができなくなっていることから、児童福祉法第1条に照らし、親権、教育権（教育の自由）、子の福祉を侵害するという違法性がある。

エ 仮に親からの子に対する保護を理由に片親のみの申請で行政手続できるようにする仕組があることを事実とするのであれば、経緯の確認なく、もう一方の片親と子の間の切り離しを助長していることは明白である。処分庁としては、父母の同意ではない申請をどのように取り扱うかということを検討せずに、配偶者のみがその状況を知ることができる状態となっていると容易に推測できるため、憲法第14条の平等性として違法性がある。

オ 何より片親及び子が望まない形となれば、同居親の意思のみによって親子断絶（面会交流断絶）することも恣意的にできてしまうため、子の福祉の確保のための基盤を支えるという行政の根幹を揺るがすことになるという不利益性がある。

カ 審査請求人はDV支援措置等がかけられていない事実があるにもかかわらず、DV支援などの措置を考慮し、リスクを防止するという観点であれば、その実態の確認がなされずに運用されており、制度主旨を逸脱した範囲で過剰な人権制限をしている。

キ 行政手続法では、行政庁は、当該不利益処分の理由を示さなければならない。また理由は書面により示す必要がある。理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政庁の判断の慎重性と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨でなければならないとされている。行政が保有する開示請求について、非開示の理由のどれに該当するものなのかその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該文書の種類、性質とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記が十分ではないといわな

ければならない(最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決の類推適用)。

4 実施機関の主張要旨

令和7年2月20日付け弁明書及び令和8年5月8日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分に係る文書について

本件法定代理人が開示請求を行った「障害児支援受給証申込一式及び障害児利用計画書等」については、「障害児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」、「障害児支援利用計画案等の支給案」などの書類のことであり、それには当該申請を行う保護者の氏名や生年月日、居住地、子の氏名や生年月日、利用を希望する支援事業所等の名称等申請に係る具体的内容などの個人情報に記載されている情報であると理解した。

なお、これらの書類はいずれも子の障害児通所支援事業所等の利用を希望する保護者から提出されるものである。

(2) 本件処分の根拠について

ア 法第81条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 法第78条第1項第1号該当性について

仮に、実施機関が本件請求内容の公文書を保有しており、その内容を開示した場合、審査請求人が利用を希望した障害児通所支援事業所等を明らかにすると認められる情報を開示することになる。

本来、本件請求の内容は、利用申請を行った保護者であれば、容易に知ることができる情報である。

そうであるにもかかわらず、本件法定代理人が本件請求を行っているのは、本件法定代理人が利用申請を行った保護者ではなく、また親権者であるにもかかわらず、何らかの事情により本件請求に係る情報を知ることができないためであると推測される。

さらに、本件開示請求の際に提出された運転免許証及び戸籍等関係資料から、開示請求時において本件法定代理人と審査請求人とは明確に住所が異なっていることが確認できる。

そうすると、本件法定代理人と審査請求人は、何らかの事情により本件請求に係る情報を共有しない関係であり、かつ直接情報をやりとりしない又はできない関係にあることが伺える。

これらのことから、本件法定代理人は、何らかの目的を持ち審査請求人の生活状況や居所を知ることが目的として、探索的に本件請求を行ったと考えるのが合理的である。

そのような状況において、本件法定代理人による本件請求内容の公文書につ

【219号】

いての存否を回答することは、子が現在利用している可能性が高い障害児通所支援事業所等の有無が判明するほか、子の住所地等現在の生活状況を推測する材料ともなりうることから、法第78条第1項第1号にいう「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」に該当するものと判断した。

ウ 法第78条第1項第2号該当性について

仮に、実施機関が本件請求内容の公文書を保有しており、その内容を開示した場合、審査請求人以外の者である、利用申請を行った保護者から提出された書類の内容が明らかとなる。

本来、本件請求内容は利用申請を行った保護者であれば、容易に知ることができる情報である。

そうであるにもかかわらず、本件法定代理人が本件請求を行っているのは、本件法定代理人が利用申請を行った保護者ではなく、また何らかの事情により本件請求に係る情報を知ることができない状況であるためと推察される。

そうであれば、利用申請を行った保護者が本件請求内容の公文書に記載された自己の個人に関する情報を本件法定代理人に知られることを望んでいないことが推測される。

このような事実から、本件法定代理人が求める情報は、本件法定代理人が審査請求人の親権者であるとしても、開示することにより利用申請を行った保護者のプライバシー及び平穩に社会生活を行う利益等を害するおそれがあるものと認められることから、「開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」にあたると判断した。

(3) 本件法定代理人の主張について

ア 「判断根拠が不明慮」との主張について

本件法定代理人は、「本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は、存在しているか否かを答えるだけで、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号に該当し不開示とされる情報及び開示請求者以外の個人に関する情報として、同法第78条第1項第2号に該当し不開示とされる情報を開示することになるため」とする処分理由はどのような根拠をもとに詳細な判断をされたのか不明慮であると主張する。「不明慮」の記載は「不明瞭」の誤りと推察するが、実施機関の判断は、前記(2)イ及びウのとおりであり、本件法定代理人の主張する「判断基準が不明瞭」には当たらない。

イ 「開示しないことによって個人の利益に関してどのような影響がでるのか明確ではない」との主張について

本件法定代理人は、「開示しないことによって、個人の利益に関してどのような影響が出るのかということに関しては「おそれ」と憶測で述べられており、明らかに事実でないことが含まれ、明確ではない。」と主張している。

これは「開示することによって」の誤りと推察するが、法第78条第1項第

【219号】

1号は「開示請求者（中略）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を開示情報としていることから、判断においては同号に該当する「おそれ」があるとの判断で問題がないものと考えられる。

その余の判断理由は、前記（2）イ及びウのとおりであり、当該主張は失当である。

ウ 本件法定代理人は、共同親権、子どもの権利条約や日本国憲法などに係る認識を述べているが、本件は、存在しているか否かを答えるだけで、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、法第78条第1項第1号に該当し不開示とされる情報及び開示請求者以外の個人に関する情報として、法第78条第1項第2号に該当し不開示とされる情報を開示することになるため、法第81条により開示拒否処分を行ったものであることから認否の限りではない。

エ 「開示しないこととした理由の付記が不十分」との主張について

本件法定代理人は、「行政手続法では、行政庁は、当該不利益処分の理由を示さなければならない。また理由は書面により示す必要がある。理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政庁の判断の慎重性と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨でなければならないとされている。」「行政が保有する開示請求について、非開示の理由のどれに該当するものなのかその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該文書の種類、性質とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記が十分ではないといわなければならない。」と主張している。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書には、「本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は、存在しているか否かを答えるだけで、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号に該当し不開示とされる情報及び開示請求者以外の個人に関する情報として、同法第78条第1項第2号に該当し不開示とされる情報を開示することになるため（個人情報の保護に関する法律第81条）。」と理由及び根拠規定を示している。この記載は、本件法定代理人が開示拒否の理由を明確に認識し得るものであり、理由付記としては十分である。

よって、本件法定代理人の主張する「開示しないこととした理由の付記が不十分」には当たらない。

5 審査会の判断

（1）本件法定代理人は未成年者である子の「障害児支援受給証申込一式」、「障害児利用計画書等」の保有個人情報開示請求を行ったところ、実施機関は、存在しているか否かを答えるだけで当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとして開示しない旨の決定をした。

したがって、本件請求に対して当該開示請求に係る保有個人情報が存在してい

【219号】

るか否かを答えるだけで、法第78条第1項第1号にいう「開示請求者……の生命、健康、生活又は財産を害するおそれ」があるかにつき、以下検討する。

- (2) 開示請求の対象とされた「障害児支援受給証申込一式」、「障害児利用計画書等」とは、「障害児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」、「障害児支援利用計画案等の支給案」等の書類を指すと考えられたため、同書類様式を当審査会でも検分したところ、同書類には、申請保護者の氏名や生年月日、居住地、子の氏名や生年月日、利用を希望する支援事業所等の名称等の記載欄が存在した。また、保有個人情報開示請求書によれば、本件法定代理人の住所又は居所は川崎市外であることが認められた。

本件における対象公文書は、実施機関の職員によって作成されるものではなく、通常親権者1名によって作成・申請されるものであるところ、本件請求情報は通常申請に係る子又は親権者であれば当然に知りうる情報であることから、居住地の異なる親権者からなされた本件請求は、子の居所や支援事業所等の情報を得るためになされた探索的な請求であることがうかがわれる。

また、法定代理人の開示請求権は子本人の利益を実現する手段として設けられているものであるが、子の利益と親権者との利益は潜在的に利益相反となるおそれがある。

以上を踏まえて検討すると、一般に、子と同居していない親権者から請求者に対してこれらの書類が存在しているか否かを答えるだけで、子が申請した区において居住しているか否か、子が障害福祉サービスを申請しているか否かが確定的に判明し、子や申請を行った親権者の居住地を含めた現在の生活状況を推測する材料ともなりうることから、法第78条第1項第1号にいう「開示請求者……の生命、健康、生活又は財産を害するおそれ」がある。

- (3) したがって、実施機関が、法第81条の規定により文書の存否を答えるだけで、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして開示をしない旨の決定をしたことは妥当である。

その他、本件法定代理人は縷々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	石	野	百合子
委員	嘉	藤	亮
委員	川	合	敏 樹
委員	中	島	美砂子